

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度		定期監査(前期)(2監査第46号)分		(長野市長分)
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和3年度の措置状況	担当課
1 業務委託における再委託について (報告書5ページ)	<p>市が定める標準の業務委託契約書約款では、「受注者は、保守業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」としているが、一部業務において再委託している事例が見受けられた。</p> <p>これは、発注者側及び受注者側の「再委託」に関する認識が不十分であったこと、及び「再委託」に対する明確な基準等がないために生じているとも考えられる。</p> <p>本件は全庁的に共通の課題であることから、契約課等の主導の下、再委託に係る手続の明確化を図るため、市としての判断基準等の策定を検討されたい。</p>	<p>業務委託による業務は多岐にわたり、主たる部分の判断基準を一律に定めることは難しいが、他市の手続状況や、建設工事の一括下請負禁止の取り扱いなどを参考とし、再委託の手続の明確化について検討する。</p>	<p>業務委託における再委託について、判断基準等を整備し、次のとおり庁内に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約における再委託の適正化について(令和3年1月22日付け 所属長宛 契約課長名 通知) ・業務委託契約における再委託について(令和3年3月5日付け 所属長宛 契約課長名 通知) 	契約課

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

定期監査(前期)(2監査第46号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>4 補助金等の交付事務について【重点項目】 規則等に基づき適正な補助金等交付事務を行うべきもの (報告書3ページ)</p>	<p>イ 支所発地域力向上支援金において、交付申請前に発生した費用についても交付対象経費に含めている事例があった。 要綱に基づき、適正な補助金等交付事務を行われたい。 また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。</p>	<p>交付要綱の誤認によるものであり、事前着手届の提出をもって対象と認識していた。今後は交付申請以前に発生した事業費等については対象経費から除くよう指導し、適正な事務処理を行う。 また、早期事業着手ができるよう、令和2年度から1カ月前倒しで募集しているが、年度当初に実施する事業に対しての交付申請は、募集期間や選考方法を見直す。</p>	<p>長野市支所発地域力向上支援金交付要綱に基づき適正に補助金交付事務を実施した。 また、募集及び選考等を1か月前倒しすることにより、事業着手を早めることが可能となった。</p>	<p>松代支所</p>
<p>1 業務委託における再委託について (報告書5ページ)</p>	<p>市が定める標準の業務委託契約書約款では、「受注者は、保守業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」としているが、一部業務において再委託している事例が見受けられた。 これは、発注者側及び受注者側の「再委託」に関する認識が不十分であったこと、及び「再委託」に対する明確な基準等がないために生じているとも考えられる。 本件は全庁的に共通の課題であることから、契約課等の主導の下、再委託に係る手続の明確化を図るため、市としての判断基準等の策定を検討されたい。</p>	<p>業務委託による業務は多岐にわたり、主たる部分の判断基準を一律に定めることは難しいが、他市の手続状況や、建設工事の一括下請負禁止の取り扱いなどを参考とし、再委託の手続の明確化について検討する。</p>	<p>業務委託における再委託について、判断基準等を整備し、次のとおり庁内に通知した。 ・業務委託契約における再委託の適正化について(令和3年1月22日付け 所属長宛 契約課長名 通知) ・業務委託契約における再委託について(令和3年3月5日付け 所属長宛 契約課長名 通知)</p>	<p>契約課</p>
<p>2 支所発地域力向上支援金の交付の在り方について (報告書5ページ)</p>	<p>本支援金は、支所管内の団体が行う地域力の向上に資する事業活動に対し、1支所あたり50万円を限度とし交付されるものであるが、今回の監査では、全申込団体の支援金交付総額が限度額満額となるよう、当初団体が提示した自己資金を減額調整するなどして交付額を増額していた事例が数件見受けられた。 補助金・支援金は事業実施者が自己資金等をもってもなお不足する部分を補うものである。市予算執行方針に基づき「使いきり型予算」の概念を払拭し、最少の経費で最大の効果を上げることを常に意識し、適正な支援金交付事務を行われたい。 また、本支援金の目的が団体の維持存続ではなく自主的な活動に対する支援であることを考慮すると、支援金の交付率を一律に交付対象経費の10分の10とするのではなく、団体においても本支援金の趣旨を再認識し自主財源の確保にも心掛けるよう、団体に対する周知も併せて行われたい。</p>	<p>当該事業の選定等に係る募集要項の見直し、Q&Aの更新などにより適正な事務執行に留意していく。 定期監査において指摘・指示された内容について各支所への情報提供や補助金交付の新しい運用基準を設けて適正な事務処理に努めることで改善を図っていく。 また、補助金の対象となる団体の多くは財政力が弱く、補助金のみでの事業展開となることが多いが、自主財源の確保も鋭意努力を求め、その旨を募集要項に盛り込むことを検討していく。 なお、支援金交付率については、今後研究をしていく。</p>	<p>本意見については、全支所へ情報提供と注意喚起を行うとともに、運用基準(令和3年4月1日施行)に費用の適正性(費用負担、積算方法の適正性)について明文化し、改善を図った。 なお、主な交付対象が、各地区で活動する財政力の乏しい団体であることから、現状の交付率である10分の10以内のまま、支所における事務処理手順を示す「主な事務手続き及び留意事項等」に、申請団体における自主財源の確保について明記し、支所から申請団体に対し、自主財源の確保について周知している。</p>	<p>地域活動支援課</p>